

# 奴可入道西寂補考

齋藤 拓海

## はじめに

私は前稿で備後国の平氏家人奴可入道西寂（以下、奴可西寂と表記）について考察した<sup>1)</sup>。そこでは次のことを明らかにした。平氏に志の深い西寂が平氏に背いた伊予の河野通清を攻撃し、これを討つたとする『平家物語』（以下『平家』）<sup>2)</sup>の記述はおおむね事実であった。西寂は備後国内武士を動員し、伊予に渡海し得る兵船を調達する権限を持っており、平氏軍制における備後の国奉行・家人奉行的な地位にあったと思われる。また、備後では一宮である吉備津宮が平氏方であり、西寂はこれと連携して備後に君臨していたが、これは山陽道、四国、九州の他国にも見られた平氏と結合した一国棟梁的武士の国内支配方式の特徴であった。

その後、前稿では見落としていた関係史料や新たな論点を見出したので、まとまりに乏しい内容ではあるが、本稿で提示したい。

## 一、治承五年閏二月に伊予に下された「院庁下文」

『平家』諸本の中の『源平盛衰記』（以下『盛衰記』）<sup>3)</sup>には治承二（一一七八）年閏二月に伊予国の河野通信を討討するために「院庁下文」が下されたとの記述がある。また、『延慶本平家物語』（以下『延慶

本』）<sup>4)</sup>にも関連する記述がある。

## 史料一

（閏二月）八日院庁の御下文を以て、東海、南海、西海道へ被下遣。頼朝追討のためには、本三位中将重衡を大將軍に定仰らる。西国をしづめん為には、肥後守貞能を被差下ける上に、院の庁官を被副けり。  
河野四郎通信を追討の為には、召次を以て伊予国へ被下けり。

（『源平盛衰記』巻二六 天智懷妊女賜大織冠事）

## 史料二

二月八日、東国へハ本三位中将重衡ヲ大將軍トシテ可被遣。鎮西へハ貞能下向スベシ。伊与国へハ可被下召次ヲト定ヌ。

其上、兵衛佐頼朝以下、東国、北国ノ賊徒ヲ追討スベキヨシ、東海東山へ院庁ノ御下文ヲ被下。其状云、（後略）  
（『延慶本平家物語』巻三 東海東山へ被下院宣事）

まず史料一の『盛衰記』の内容を確認しよう。治承五（一一八二）年閏二月八日に、東海道・南海道・西海道に院庁下文を下した。東国の源頼朝追討のために平重衡を大將軍とし、西国の蜂起を鎮めるためには貞能を差し下した上に院庁官を副えた。伊予の河野通信を追討するために院庁下文を院召次を以て伊予国へ下した。

史料二の『延慶本』は少々異なる内容となっている。二月八日とあるが、正しくは閏二月八日であろう。東国へ平重衝を大将軍として遣わし、鎮西へ平貞能を向かわせ、伊予国へは召次を下したというものである。

院庁下文は頼朝以下の東国・北国の賊徒の追討を命じた内容で、東海道・東山道に下したとする。伊予へ院庁下文を下したとは明記されていないが、院召次を派遣したという点は史料一の『盛衰記』と共通している。

史料一・二ともこの直前に平宗盛による父清盛の死去と今後の政務は後白河の計らいによる旨の奏上があり、院殿上で兵乱の議定がおこなわれている。院殿上での議定の結果が東国・九州・伊予への院庁下文と平重衝・平貞能派遣の決定ということになる。

この議定については『玉葉』に関連する記述があるので次の史料三から五にあげる。

史料三

(前略) 此日於院殿上被僉議関東乱逆事云々、余依所勞不參、(中略)

前大将宗盛卿奏院云、故入道所行等、雖有不叶愚意之事等、不能諫争、只守彼命所罷過也、於今者万事偏以院宣之趣可存行候、先関東事、兵糧已尽、無力征伐、如故入道之沙汰者、西海・北陸道等運上物併点定、可宛彼粮米云々、此条又何様可候哉、若有可被宥行之儀者可被計仰下歟、又猶可被追討者可存其旨、召公卿於院、僉議之後、奉一決之趣可進退也云々者、依此申状有今之群議云々、(後略)

『玉葉』治承五(一一八一)年閏二月六日条)

史料四

(前略) 昨日僉議問実守卿之处、返事如此、

昨日群議之趣、雖有少異大略一同候歟、(中略) 経房朝臣仰諭旨云、関東逆乱之間、依天下飢饉御祈不合期、又兵糧已尽了、賊首群集尾張

国、猶可被追討歟、若又被宥行之儀如何、一同申云、先被下院宣、隨其状跡可有沙汰、云御祈云兵粮米、隨堪可有沙汰之趣候、重仰云、被成庁御下文、其状如何、又使者誰人哉、西海有謀反之聞、又如何、人々申云、西海事、同可被下庁下文、使者事兩様、或主典代若庁官、或四位院司云々、状跡事、或一通載国々可令廻見、或国々各別、付国司可遣、(中略) 庁下文之間事、其沙汰可候之由承及候、大略暫休征伐、先以院宣可被宥之儀候歟云々、

伝聞、今且以僉議之旨、為使靜賢法印被仰遣宗盛卿許、於門外以能円伝示仰旨、幕下返奏云、猶於重衝者来十日一定可下遣也、然者東国勇士等乖頼朝、可隨重衝之由可載院宣者、靜賢云、若為此儀者、被遣院宣無益、只一向不可変征伐之儀事歟、素付令申給之状、已有群議、今被報奏之旨、依違了、何様可候哉云々、重示云、招頼盛・教盛等卿相議、重可令申云々、(後略)

『玉葉』治承五(一一八一)年閏二月七日条)

史料五

(前略) 伝聞、一昨日隆季・忠親等卿参院、議定庁御下文之趣、仰俊<sup>(謙忠)</sup>經卿令草云々、今日俊經卿持参件草、其趣已無所把、仍此議不可然之由有法皇之仰、然而前幕下只賜此状、先立遣之、相續可遣重衝之由申請云々、御使召継云々、(後略)

『玉葉』治承五(一一八一)年閏二月九日条)

閏二月六日、「関東乱逆事」に関する僉議があつた。平宗盛が今後は万事を院宣に従うこと、清盛の遺言によつて西海道・北陸道から兵粮米を徴発して源頼朝を追討するか、もしくは頼朝を宥免して和解するかを決定して欲しいことを後白河院に奏上した。院は院殿上にて議定をおこなひ、これについて公卿らに諮問した。出席公卿の意見はおおむね一致し

ており、いったん追討を休止して宥免の「院宣」を下すというものであった。まず宥免の「院宣」を下し、頼朝らの反応に応じてその後の対応を判断する。西海道へも同様の対応をとり、「庁御下文」の形式を一通に国々を記載しての回覧形式にするか、もしくは国別に遣わすのか、使者を主典代、庁官、四位院司のいずれにするかも話題となっている。史料四の「院宣」と「庁御下文」・「庁下文」は同じ文書を差していると思われる。『玉葉』はこの後に実際に重衝に下された文書を治承五（一一八二）年閏二月一〇日条では「院宣」、同一五日条では「院庁御下文」と表記している。松島周一氏はこの時に問題となったのは院庁下文であったとされている。

後白河院がこの方針を宗盛に伝えさせたところ、宗盛は病で帰還した知盛に替わって重衝を下向させるので、東国武士たちに頼朝から離反して重衝に従うよう「院宣」（＝院庁下文）に載せることを主張した。宗盛は前日の奏上から一転して強硬論を主張している。九日、藤原俊経が持参した院庁下文の草案を後白河院はこれを拒否したが、宗盛はこれを歓迎して重衝に遣わされることを申請した。そして宗盛が渋る後白河を押し切ったようで、一五日に追討使の重衝が院庁下文を携えて発向している。

このように史料一、二が東国に院庁下文を下して重衝を派遣したとすることができる。次に西海道について見てみよう。西海道では治承四（一一八〇）年一二月に蜂起していた肥後の菊池隆直を恩免したが効果はなく、翌年正月に菊池隆直追討宣旨が下されている。そして史料四にあるように閏二月には西海道に院庁下文を下すことが検討された。その内容は東国を対象とした場合と同じく、隆直を宥免するものであったろう。すでに見たように頼朝を宥免する東国への院庁下文は平氏の強硬姿勢によって転換されたが、西海道への院庁下文がどうなったかは『玉葉』は記

していない。四月、再び隆直追討宣旨が下されたが、その文中に院庁下文が実際に下されたことを伺わせる部分がある。史料六に『吉記』に引用された菊池隆直追討宣旨をあげた。

史料六

治承五年四月十四日 宣旨、

肥後国住人藤原高直、頃年以來恣振武威、忽背皇化、非畜本住之州縣、既及傍国之郷土、偏任狼戾之心、旁成鳥合之群、加之海路設白波之賊徒、陸地結綠林之黨類、不論庄公、奪取乃貢、致蠹害於諸民、企蠹食於九国、依欲及都府、府官并国々軍兵等令防禦之處、度々闕之由、太宰府類以言上、仍遣追討使可被征伐、其間管内戮力可被禁遏之旨、自院庁差使被下知先了、而紆濫彌増、寇盜未休云々、叛逆之至責而有餘、宜仰前右近衛大將平朝臣、催管内諸国軍兵、令追討彼高直并同意與力輩、

藏人頭左中辯藤原経房奉、

〔吉記〕治承五（一一八一）年四月一四日条

傍線部に「藤原高直」（菊池隆直）の勢力が大宰府に及んだため、「府官并国々軍兵」が防御して度々戦闘になったと大宰府が頻りに言上したため、追討使を派遣して隆直を征伐することとそれまでは管内諸国が協力して隆直に対抗する旨を追討宣旨に先だつて院庁から使者を派遣して下知させたことである。この院庁からの使者が史料四で検討されたような院庁下文を携えていたことは十分に考えられる。その内容は隆直の追討であり、東国への院庁下文と同様に強硬路線へ内容が転換されたと考えられる。四月に九州の有力な平氏家人原田種直が大宰権少式に任じられたのもこうした強硬路線の一環であろう。

次に平貞能を鎮西へ派遣するとした記述について確認しておこう。史

料一・二の時期である閏二月には、貞能は美濃・尾張国境付近で源行家らの軍勢と対峙していた。一日の重衝発向のところに郎従を京に送り、戦況を報告しており<sup>12)</sup>、そのまま三月一日の墨俣合戦にも参加したのである。貞能が追討使として実際に九州に向かうのは八月に入ってからである<sup>13)</sup>。史料六に見えるように、九州への追討使派遣は海道宛ての院庁下文が作成された閏二月の段階で決定されていた。貞能派遣が実際に動き出すのは、墨俣合戦後に京へ帰還したのである。三月中旬以降であり、史料六の菊池隆直追討宣旨が平宗盛に下された四月以降のことであろう。

以上のように史料一・二の『盛衰記』・『延慶本』が語る東国・九州への院庁下文と平重衝・平貞能の派遣は同時代史料によっておおむね事実であったと裏付けられた。しかし、伊予に院庁下文が下されたとする部分については、管見の限りでこれを裏付ける史料は見つからない。『玉葉』の閏二月の記述でも関東と九州の謀反の対応策は議題となっていないのだが、伊予については言及されていない。

『吾妻鏡』治承五(一一八一)年閏二月二日条は「伊予国住人河野四郎越智通清反平家率軍兵押領当国之由。有其聞云々。」と記し、伊予での河野通清蜂起の伝聞があったとしている。『愛媛県編年史』は「其聞」が有ったのは東国としている<sup>14)</sup>。同月四日の平清盛の死が<sup>15)</sup>、三善康信の書状によって鎌倉に伝わったのが一九日のこととされているので<sup>16)</sup>、京から鎌倉に情報が伝わるまでおよそ一五日程度である。この日数は『延喜式』が記している京と相模の間の移動日数とおおむね一致している<sup>17)</sup>。鎌倉に報を伝えた人物が京で河野通清蜂起の情報が耳にしたのは、閏二月二日から一五日程度遡って二月末から閏二月初めごろとなるだろうか。『盛衰記』が伊予に院庁下文を下したとされ、『延慶本』が召次を遣わしたとする時期とそれほど変わらない。

『吾妻鏡』の記事が、京で河野通清蜂起の情報を聞いた日付で立項さ

れている可能性も考えておきたい。『吾妻鏡』は鎌倉外における出来事を鎌倉に伝わった日付で記している場合と現地で起きた日付で記している場合とがある。閏二月だと二日の河野通清蜂起の記事の前後にある一日の藤原景高発向と一五日の院庁下文を帯びての平重衝発向が『玉葉』と同じ日の出来事として記されている。前述した清盛死去の記事は四日に立項された後、それが三善康信によって伝えられたという記事が一九日に立項されている。閏二月二日に京で河野通清蜂起の伝聞があったとするなら、それは伊予に院庁下文が下されたことから派生した情報であろう。

これまで述べてきたように、史料一・二の東国・九州の院庁下文の部分が別の史料によっておおむね裏付けられること、伊予に院庁下文が下されたとされる時期に『吾妻鏡』が河野氏蜂起の伝聞を記していることから『盛衰記』・『延慶本』が伊予に院召次を派遣して院庁下文を下したとする記述も何かしらの事実を反映していると考えたい。後述するように閏二月の時点では河野通清はまだ生存しており、『盛衰記』にある伊予への院庁下文が追討を命じた対象は河野通信ではなく通清であろう。

## 二、『延慶本』の奴可西寂の伊予侵攻記事について

本章では奴可西寂の伊予侵攻について他の『平家』に比して詳細な記事を持つ『延慶本』の記述を検討したい。『延慶本』には二ヶ所に奴可西寂の伊予侵攻記事があり、治承四(一一八〇)年一二月に配置されているのが後述の史料一〇である。もう一ヶ所は治承五(一一八一)年二月に配置されており、現地の情勢をふんだんに盛り込んだ何らかの資料によったとする部分であるが、『平家』のメインストーリーにはさしたる意味を持たない部分であるために縮約された結果、他の『平家』諸本の記述が成立したとされる<sup>18)</sup>。

『延慶本』のこの記述（後述する史料七・八）は「河野」と「川野」が混在したり、河野氏の高繩城を「高直城」、「河野ガ館」、「川野城」と表記したり、西寂が「沼賀入道西笏」・「奴田入道」とされるなどの表記の不統一が見られる。また、西寂が「安芸ノ奴田城」に籠もったとされるような奴可と奴田の混乱、石見国に逃れたはずの河野通信の沼田郷からの帰還などの地理の混乱と記述の矛盾もある。後半に登場する「太子ノ源三」なる人物は何の説明もないため、河野通信に生け捕られて殺されるまでの経過は全くわからない。類似した記述を持つ『長門本』はこうした混乱や矛盾はおおむね修正されている。こうした記述の混乱や矛盾は、『延慶本』の編者が参考にしたであろう複数の資料を継ぎ接ぎした後、編集途上のままの段階であつたために残つていたのではないだろうか。また、内容においても前半と後半では性格の違いが顕著である。まずは前半部を検討しよう。

史料七

（治承五年二月）十七日（中略）其午時計ニ、伊与国ヨリ飛脚来テ申ケルハ、当国住人河野介通清、去年冬ヨリ謀叛ヲ発テ、当国道後境ナル高直城ニ立籠タリケルヲ、備中国住人沼賀入道西笏、彼ヲ誅ムトテ、備後ノトモヨリ千余騎ニテ河野ガ館ヘ押寄テ、通清ヲ責ム。夜昼九日程戦ケレドモ、互ニ勝負ヲモ不決ザリキ。爰西笏ガ甥、沼賀七郎伊重ト云者、城ノ内ニ責入テ戦ケル処ニ、何ガシタリケム。太刀ヲ打ヒラメケル所ヲ、通清吉ヒマト思テ、馬ノ頸ヨリ足ヲ越シテ、エタリ、ヲウトテ、沼賀七郎ニ引組タリ。伊重シバラクカラカヒテ、上下ヲ争ケレドモ、カラ劣リナリケレバ、生取レテ城内ヘ押籠ラル。憂目ニゾ合タリケル。此ノ処ニヨリヲエテ、通清ガ舎弟、北条三郎通経ト云者、勝ニ乗テ、城内ヨリ主従轡ヲナラベテ懸出、戦ヒケリ。西笏甥ヲ取ラレテ不安思ヒ、今ヲ限ト思切テ戦ケルニ、通経ガ郎等ヲ打取、只一人

ニ成テ戦ケルヲ、西笏多勢ノ中ニ取籠テ、通経ヲ手取ニシテ、西笏使者ヲ以テイワセケルハ、城内ニモ生取候ラム。西笏又生取ヲ帯セリ。取替テ弓箭ニ付テハ互ニ勝負ヲ可決ト申タリケレバ、通清申ケルハ、敵ニ生取ル、程ノ不覚仁ヲバ、生テナニ、カハセム。只切ニスギタル事ナシトテ、使者ノ見所ニテ、沼賀七郎伊重ヲ切。使者帰テ此由云ケレバ、答ニ君無トテ、北条三郎引出テ切ラムトスル処ニ、通経申ケルハ、弓箭取習ヒ、生取ル、事モ常ノ習也。同兄弟ノ間ニ無情コソ口惜ケレ。一日邊ヲユルシ給ヘ。館ノ案内者也。手引シテ通清打落スベシ。其後死生ハ入道殿ノ計也ト申ケレバ、西笏ユルシテケリ。其夜子刻計ニ、北条三郎ヲ案内者トシテ、後ノ口ヨリ押寄テ、時ヲハトツクリテ、竹林ニ火ヲカケ、一時ガホド責ケレバ、城内兵共、下ニハ煙ニムセビ、上ニハ敵責ケレバ、不懲シテ、取物モ取アヘズ、落ニケリ。大將軍河野介通清被討ケリ。嫡子川野四郎通信ハ川野城ヲ落テ、石見国ヘ引テ渡ル。奴田入道ハ、川野介、同舎弟川野二郎通家以下、可然者共ノ頸、卅六取テ京ヘ上セ、吾身ハ安芸ノ奴田城ニソ籠ケル。

（『延慶本平家物語』卷三 沼賀入道与河野合戦事 前半部）

史料七では「沼賀入道西笏」＝奴可西寂が高繩城を攻撃し、これを攻略するまでの詳細な描写がなされている。西寂の甥七郎伊重が河野通清に生け捕られ、一方で西寂は通清の弟北条三郎通経を多勢で取りこめて捕虜にした。西寂は伊重と北条通経との捕虜交換を提案したが、河野通清はこれを拒否し、伊重を切ってしまった。西寂が北条通経を切ろうとすると、通経は兄に見捨てられたことを恨み、自分が高繩城の手引きをすると申し出たため、西寂はこれを許した。子の刻ごろ、通経の案内によつて城の「後ノ口」からときの声を上げ、竹林に火をかけて攻め込んだ。城兵たちは煙にむせぶ中で西寂らに攻められ、落ち延びていった。河野通清は討たれ、通清ら主立った者たちの首級三六が京へ送られた。

史料七に限ってみれば、奴可西寂がいかにして河野通清の籠もる高縄城を攻略したかという内容である。傍線部は攻撃側の視点で描かれた部分であり、視点は河野氏よりも西寂の側にあるとさえ感じられる。特に北条通経の手引きで城の背後から攻撃する一連のくだりは、攻撃側になければわからない情報である。また、西寂が京に送ったという河野通清・通家らの首級の数が「卅六」とやけに具体的な数字が出てくるのも注目される<sup>29</sup>。

『平家』の原資料として指摘されるものに合戦記やいくさ語りがある<sup>29</sup>。朝廷が追討宣旨の類を下した場合、追討使は戦況・戦果を記した合戦日記を首級や捕虜と共に提出する必要がある、これをもとにして勲功者注文が作成され、勲功者に恩賞が与えられる<sup>30</sup>。西寂が河野通清らの首級を京に送ったとするなら、合戦日記の類も同じく送られたはずである。史料七の原資料の一部に、奴可西寂率いる攻撃側の合戦記やいくさ語りが含まれていた可能性を考えたい。攻城戦の具体的な経過や首級「卅六」という具体的な数字は合戦日記の類を参照したのではないだろうか。

室町期に成立したという伊予河野氏の記録『予章記』は奴可西寂の伊予侵攻について『平家』を引用するが、その『平家』は『四部本』に近い内容である<sup>32</sup>。『予章記』はその後で「彼物語ト家ノ相伝ト少シ替目有云」と『平家』と内容の異なる「家ノ相伝」を記している。それによると、平氏軍は七ヶ国から動員した一万余騎であり、奴可西寂によって河野通清らが籠もる高縄城が攻撃され、「城中ニ返り忠ノ者有而敵ヲ曳入」れたために通清が討たれたという。内通者によって落城したとの記述は史料七と共通しているが、攻城戦の詳細は描かれていない。『延慶本』は『予章記』と同源の伝承を取り扱いはながら、『予章記』が参照しなかった攻城戦の詳細が記された資料を用いたのであろう。

次に後半部を検討したい。

#### 史料八

爰ニ通清ガ養子、出雲房宗賢ト云僧アリ。是ハ平家忠盛子也。大力ラノ甲ノ者也。師以前ニ他行シタリケルガ、此ヲ聞、忿ギ伊与ヘ越テ、舎弟通信ニタツネアヒテ、西笏ヲ伺ケルホドニ、西笏運ノキワムル事ハ、去二月一日、室高砂ノ遊君共召集テ、浅海ニテ船遊シケルホドニ、家子郎等共、磯ニ下リ混テ、西笏只一人残タリケリ。出雲房サラヌヤウニテ船ニノリ、トモツナヲシキリ、西笏ヲバ、船バリニシバリ付、奥ヲ指テ漕出ル。家子郎等ハ、シバシハ入道ノ漕ト心得テ、目モカケズ。次第二奥ノ方ヘ遠ナリケレバ、アレハイカニ、ト申ドモ、又船モナケレバ不力及、ヌケ、ト被取ニケリ。出雲房ハ夜ニ入テ、有ル渚ニ船ヲ漕付テ、通信ヲ尋ル処ニ、川野四郎沼田郷ヨリ大勢卒テ、伯父北条三郎打取テ、并大子ノ源三生取テ、出雲房ニ行合ヌ、二人ノ敵ヲ生取テ、各ノ悦テ、高直城ニ将返テ、大子ヲバ張付ニシテ、西笏ヲバ鋸ヲ以テ、七日七夜ニ頸ヲ切テケリ。依之、当国ニハ、新井、武智ガ一族ヲ始トシテ、皆河野ニ随候ナリ。惣四国住人ハ悉ク東国ニ与力仕タリケリト申タリケレバ、(後略)

〔延慶本平家物語〕卷三 沼賀入道与河野合戦事 (後半部)

史料八では、河野通清の養子出雲房宗賢が父の仇である西寂を単身で捕らえ、弟通信のもとに連行して高縄城で殺すまでの展開が描かれている。前半部の史料七と異なり、ここでの主役は出雲房宗賢である。宗賢が西寂を捕らえるまでの過程は後述する史料九の河野通信のそれとおおむね同じである。傍線部は河野通信の行動であるが、史料九では主役であるはずの通信は完全に脇役である。

『予章記』を併せて読むことで史料八の性格が見える。『予章記』は「家旧記」として出雲房宗賢が河野通信と共に奴可西寂を捕らえ、高縄

城の通清の墓前に連行して殺したという内容が載せており、通信と二人であること以外は大筋は史料八の『延慶本』と同じである。宗賢は後に河野氏一族の「十八ヶ村」に加入して桑原を姓として名乗ったとあり、この内容が河野氏一族である桑原氏の始祖伝承であったことがわかる。<sup>23)</sup> 桑原氏の河野氏一族である由来を始祖である出雲房宗賢の武功によって説明しているのである。宗賢が単独で西寂を捕らえたとする内容は、桑原氏の子孫たちによって武功が誇張されていると考えるのが自然であり<sup>24)</sup>、より原伝承に近いのは出雲房宗賢ひとりの活躍を強調する『延慶本』であろう。他の『平家』諸本や『予章記』は編纂の際に河野通信の活躍を記した別の資料を参照して改変されたと思われる。

『予章記』の記述には桑原氏以外の伝承も取り入れられたらしき部分があり、西寂の高縄城攻撃によって河野通清が敗死したと記した後、「中河衆」の一族一六人が同じく討死・自害し、中河一族が滅びたため、出家していた一族を還俗させて家を継がせたと記す。この部分は、中河氏に伝わっていた「家ノ相伝」・「家旧記」の類に取材したのであろう。また、『予陽河野家譜』には「通信西寂を生擒するの一事は、高山雅楽介の伝に記する所により、別府宮内少輔の家伝には和気郡湊山に於てすとあり、爾説孰れが正なるべき」と記し、準拠した「高山雅楽介の伝」とは別に細部の異なる「別府宮内少輔の家伝」があつたとしている。『盛衰記』は、西寂が高縄城に連行されてはりつけにされたとも鋸で首を切られたともいわれると記した後、「異説雖口多、死亡決定也」と記し、『盛衰記』の編纂時には西寂の死に関しては異説が多くあつたことがわかる。奴可西寂の伊予侵攻とその後の西寂への復讐伝承は、河野氏の一族・被官の家にそれぞれの始祖・先祖が活躍する細部の異なる伝承が伝えられていたのかもしれない。『予章記』は「家旧記」として平教経による安芸の沼田城攻撃の際に河野通信の伯父沼田次郎が通信に助けられ、沼田次郎が伊予で河野氏の「十八ヶ村」に加入したと記している。これ

は伊予に逃れて河野氏の被官となつた沼田氏の子孫が伝えていた伝承である。河野氏の一族・被官は、治承・寿永の内乱時にそれぞれの先祖が河野通清・通信父子と共に平氏と戦つたという伝承を誇らしく子孫に伝えていき、その一部が『予章記』や『予陽河野家譜』に収録されたと思われる。

以上、『延慶本』における奴可西寂の伊予侵攻記事について検討した。『延慶本』の記述は前半部と後半部で性格が異なる。前半部には奴可西寂ら攻撃側の視点や攻城戦の詳細な描写が含まれ、西寂軍の合戦記やいくさ語りが原資料として用いられていたと考えられる。朝廷から追討宣旨の類が下されたとすれば、西寂が京に河野一族の首級と共に送つたであろう合戦日記が原資料となつた可能性もある。後半部は一転して河野通清の養子出雲房宗賢が主役であり、原資料は伊予の桑原氏の始祖伝承であつた。河野氏一族・被官はそれぞれの家ごとに治承・寿永の内乱を戦つた先祖に関する伝承を伝えており、その一部が『延慶本』の原資料となり、また『予章記』や『予陽河野家譜』の原資料となつた。

### 三、河野通清の蜂起から奴可入道西寂の伊予攻撃までの展開

本章では前稿でおおむね事実であつたとするにとどまり、詳しく触れなかつた河野通清の蜂起から奴可西寂の伊予攻撃までの時系列を考えてみたい。まず、『平家』の記述を確認しておこう。

#### 史料九

（治承五年二月）同じき十六日、伊予国より飛脚到来、去年の冬の頃より、伊予国の住人、河野四郎通清、一向平家を背いて、源氏に同心の間、備後国の住人、額入道西寂は、平家に志深かりければ、その勢三千余騎で、伊予国へおし渡り、道前・道後の境なり高直城におし寄

せて、さんざんに攻めければ、河野四郎通清討死す。子息河野四郎通信は、安芸国の住人奴田次郎は母方の伯父なりければ、それへ越えてあり合わず、父を討たせて安からず思ひけるが、いかにもして西寂を討ち取らんとぞ窺いける。額入道西寂は、四国の狼藉を鎮めて、今年正月十五日、備後の鞆へおし渡り、遊君遊女ども召集めて、遊ひ戯れ酒もりしける所へ、河野四郎通信、思ひ切つたる者ども、百余人相語らつて、ばつとおし寄す。西寂が方にも三百余人ありけれども、俄事にてありければ、思ひ設けず、あわてふためきけるが、立てあふ者をば射伏せ切り伏せ、先づ西寂を生捕つて、伊予国へおし渡り、父が討たれたる高直の城まで堤げ持ち行き、鋸にて首を切つたりとも聞え、又磔にしてりとも聞えけり。その後は四国の者ども、河野四郎に従ひ附く。

『平家物語』巻六 飛脚到来)

「去年の冬の頃」すなわち治承四(一一八〇)年の冬に伊予で河野通清が蜂起し、源氏に同心した。備後から奴可西寂が伊予に攻め込み、高直城(高縄城)で通清を討った。通清の子息河野通信は安芸国の沼田次郎のもとに逃れ、西寂を討とうと窺っていた。西寂は四国の狼藉を鎮圧し、「今年正月十五日」すなわち治承五(一一八一)年の正月一日に備後の鞆で遊女を集めて遊んでいた。そこへ通信が奇襲を掛け、西寂を生け捕りにして伊予へ連行し、高縄城で殺害した。時系列としては、治承四年冬に河野通清が蜂起し、五年正月までに奴可西寂の伊予侵攻と通清敗死、四国の平定、正月一日に河野通信の奇襲による西寂捕縛、そしてこの報が二月一六日に都に伝わったとなる。

他の『平家』諸本に目を転じると治承四年の冬に河野通清が蜂起したとする点は同じであるが、河野通信らが西寂を捕らえた月日は異なっている。『延慶本』では、西寂は二月一日に出雲房宗賢に捕らわれ、一七日に都に伝わったとし、『盛衰記』は西寂が捕らわれたのが「今日一日」

すなわち二月一日とし、『四部合戦状本平家物語』(以下『四部本』)は「二月廿一日」とする<sup>27)</sup>。このように他の『平家』諸本では西寂の捕縛はおおむね二月である。その舞台は鞆の浦とする史料九と異なり、伊予となつてゐる。また、『延慶本』が奴可西寂による伊予の制圧のみを記す一方、『四部本』・『盛衰記』は西寂が四国の反平氏蜂起を鎮めるために一月・二月は伊予に滞在していたとしている。

実際に河野通清が敗死したのは、『吉記』の養和元(一一八一)年八月二三日条に「伝聞、伊予国在庁川名大夫通清被誅伐云々」とあるように八月ごろであった。また『吾妻鏡』養和元(一一八一)年九月二七日条は、「民部大夫成良為平家使、乱入伊予国、而河野四郎以下在庁等依有異心、及合戦、河野頗雌伏、是无勢之故歟云々」と九月末に田口成良と「河野四郎」ら伊予在庁が合戦に及んだ旨を記す。この「河野四郎」が通清を指すのなら『吉記』の記事と同様の事態を指していることになり、通信を指すのなら通清の死後も抵抗する河野氏を田口成良が鎮圧したことになろう。いずれにしても、『平家』諸本が語る通清の敗死は時系列が操作されており、通清の敗死前後の伊予の戦闘は八月から九月ごろということになる。

『吾妻鏡』が語る田口成良の伊予侵攻は『延慶本』にも語られている。

史料一〇

(治承四年一二月) 同月、伊与国住人、河野大夫越智通清、源氏二通ジ平家ヲ背テ、國中ヲ管領シ、正税・官物ヲ抑留スル由聞ヘケレバ、東八美乃国マデ源氏ニ打トラレヌ、西国サヘ又カ、レバ、平家大ニ驚騒テ、阿波民部成良、備後国住人奴可田入道高信法師ニ仰テ、是ヲ追討セラル。通清ハイカメシク思立タリケレドモ、カヲ合スル者ナカリケレバ、終ニ高信法師ガ手ニ懸テ打レニケリ。

『延慶本平家物語』巻二 福田冠者希義ヲ被誅事)



史料一〇は『延慶本』に二カ所ある奴可西寂の伊予攻撃のうち、治承四（一一八〇）年一二月の部分であり、京都に伝わっていた記録類をもとにしたとされる部分である。<sup>28</sup>『長門本平家物語』（以下『長門本』）<sup>29</sup>・『四部本』にも類似的箇所がある。一二月、伊予で河野通清が源氏に通じて平氏に背き、伊予の国中を管領し、正税・官物を抑留したことが伝わった。東は美濃まで源氏に討ち取られ、西国さえこのような状況になったため、平氏は大いに驚き、阿波の田口成良、一備後国住人奴可田入道高信法師<sup>30</sup>に「奴可西寂に命じて通清を追討させた。通清は西寂によって討たれた。田口成良の伊予侵攻が記されているほか、西寂の実名を高信とするなど他の『平家』諸本や史料にない情報が含まれている。実際の田口成良は、治承四（一一八〇）年末から五年のはじめごろにかけて平氏軍に参加して畿内から美濃・尾張を転戦していた。

史料一一

（前略）後聞、南都追討使重衡朝臣宿<sup>31</sup>、先陣阿波国住人<sup>32</sup>人民部大夫成良<sup>33</sup>軍兵向泉木津<sup>34</sup>為一陣、与衆徒合戦、矢放一両、依日暮不戦、

『山槐記』治承四（一一八〇）年一二月二七日条

伝聞、尾張之賊徒等、少々越来美乃国、射散阿波民部重良之徒党、相互被疵之者有数、官軍方、有云池田太郎之者捕件者、乍生持去了云々、此事実事也、然而彼辺秘蔵云々、

『玉葉』治承五（一一八一）年二月二九日条

まず一二月末には、田口成良は南都を攻撃する平重衡の軍勢の先陣として泉木津に向かい、南都衆徒と合戦に及んだ。そのまま重衡の南都焼き打ちにも参加したことだろう。その後、成良は二月末には美濃・尾張

国境で源行家・義円らと対峙していた。三月初めの墨俣合戦にも参加したと思われる。治承四（一一八〇）年末から五年一月初末まで平氏は近江源氏・美濃源氏と戦闘を繰り返しており<sup>35</sup>、南都攻め後の成良も近江・美濃の戦闘に参加した可能性は高く、その間に阿波に帰国する余裕があったとは考えにくい。墨俣合戦が終わり、平氏軍が京へ凱旋したであろう三月半ば以降でないかと成良が阿波へ帰国して伊予へ侵攻するのは難しい。田口成良・奴可西寂に伊予侵攻の命が下ったのは早くとも四月以降となろう。史料一一の『延慶本』の平氏が田口成良・奴可西寂に河野通清追討を命じたとする記述は、実際には四月以降の出来事を一二月の記事に集約したものと考えられる。

四月は九州に菊池隆直追討宣旨が下された時期であり、九州への追討使として平貞能派遣が動き出したと考えられる時期でもある。この九州への追討使派遣と奴可西寂らの伊予への侵攻は連動したものと考えられる。『予章記』によると伊予の河野氏は大山祇神社領三島七島社務職を持つており、伊予の島嶼部を支配していた。また、河野氏は対岸の安芸の沼田氏と婚姻などを通じた協調関係を築いており、両氏で芸予間の海域を掌握していた<sup>36</sup>。菊池隆直追討のために軍勢を九州へ海路で移動させようとすれば、河野氏の支配海域を必然的に通過することになる。河野氏が平氏から離反し、さらに『平家』が語るように対岸の沼田氏もそれを密かに支援するような状況では、それは困難となったであろう。九州への追討使派遣の前提として伊予の河野氏の蜂起を鎮める必要があったのである。実際に追討使平貞能が京を出立したのは八月初頭であった<sup>37</sup>。河野通清敗死の報が京にもたらされたのが八月下旬であったので<sup>38</sup>、八月初頭には田口・奴可の軍勢が伊予に乱入して河野通清を追い詰めつつあり、平貞能の軍勢が芸予の島嶼部を通過できる目途が立ったと判断されたのであろう。

閏二月に伊予に院庁下文を下し、院召次を派遣したとする『盛衰記』

・『延慶本』の記述も九州の菊池隆直蜂起との関連を考えたい。前章で述べたように九州には正月に菊池隆直の追討宣旨、閏二月に大宰府管内諸国に追討使派遣まで隆直の侵攻を防御せよとの院庁下文が下されたが効果に乏しく、四月には再び追討宣旨が下され、八月に追討使平貞能が九州に発向した。閏二月に九州への追討使派遣の方針が決まったとすると、同じ閏二月に九州への軍勢の海上移動を可能にするため、伊予の河野通清追討を命じる院庁下文が下されたことは考えられる事態である。

前述したように治承四(一一八〇)年の一月から三月初頭まで、平氏軍の主力は近江源氏・美濃源氏の蜂起を鎮圧するのに投入され、三月初頭の墨俣合戦に勝利するまで西国に軍勢を向けられるような状態ではなかった。それもあつて閏二月に九州に下された院庁下文は追討使派遣まで現地勢力に持ちこたえるよう命じていたのであろう。伊予の場合も同様と思われ、伊予への院庁下文の内容は詳しくは不明だが、史料五で平宗盛が東国への院庁下文の文面に入れるよう要求したのと同様に、伊予の在庁や武士たちに河野氏から離反して河野氏を追討せよと命じたものであろう。実際にこの院庁下文を下されたのは伊予国衙か伊予国内の親平氏・反河野氏勢力であらう<sup>37)</sup>。

さて、伊予に院庁下文が下されたいらしい閏二月から奴可・田口の軍勢が伊予に侵攻していた八月の間、都において河野氏の蜂起への対応に影響するような事態があつた。伊予は、平清盛の治承三(一一七九)年のクーデターによって伊予守であつた高階泰経が解任され、有力な親平氏公卿である藤原邦綱の知行国となつたとされる<sup>38)</sup>。邦綱は治承五(一一八一)年閏二月二三日に死去し<sup>39)</sup>、三月初めに伊予は復権した後白河院の院御分国となり、伊予守には高階信章が任じられたが、これは後白河院が備前の知行を望んだのを平宗盛が拒否し、代わりに伊予を宛てたためであつた<sup>40)</sup>。河野氏が「国中ヲ管領シ、正税・官物ヲ抑留スル」(『延慶本』)のような状態の真つ最中に伊予の知行国主が変更されたのである。

この時の伊予に知行国としての旨味があるとは思えない。もちろんただ単に宗盛が後白河院に知行国としての実態のない伊予を押しつけただけという見方もできる。

藤原邦綱の知行下にあつた伊予の詳細はよくわからないが、親平氏公卿の知行国では平氏の意を汲もうとする余り、現地の収奪を強化したり、特定の平氏家人を優遇したりする状況が見られた。瀬戸内海を挟んだ隣国である安芸では、親平氏公卿である藤原隆季の知行下にあつた治承三(一一七九)年の終わりが、平氏家人の敵島神主佐伯景弘を強引な手段で支援して敵島社領を拡大させ、後に有力在庁の葉山城頼宗が平氏から離反する原因となつた<sup>41)</sup>。仮に伊予が安芸と同じような状況にあり、邦綱知行下の伊予国務が河野氏蜂起の一因であつたとすれば、知行国主の交代によつて事態の打開をはかろうとした可能性はないだろうか。

『玉葉』の記主九条兼実は、源頼朝が自らに反逆の心は無く、朝廷の敵を討つことを望んでいるだけだと称しているとの見方を伝えている<sup>42)</sup>。また、菊池隆直が肥後国司のもとに使者を遣わし、謀反のつもりはないと弁明したとの情報も記している<sup>43)</sup>。治承五(一一八一)年閏二月六日、後白河院が諮問した公卿議定が、後白河院が蜂起勢力を宥免する院庁下文を下すことで一致したのは、飢饉によつて兵糧米の確保が困難との前提はあるが、後白河院の復権が事態の打開に資するという考え方が朝廷内にあつたことを示している<sup>44)</sup>。伊予の河野氏の蜂起に際しても同様の効果を知行国主の交代によつて期待したのではないだろうか。一方、平氏にとつては主力を美濃・尾張に投入している間の当面の間暇を度々程度であつたらう。

おそらく、伊予において事態が好転することはなかったのだろう。先述したように墨俣合戦後の四月以降、田口成良は凱旋した京で平氏から河野通清追討を命じられたと思われる。奴可西寂も備後国内武士を率いて近江・美濃・尾張での戦闘に参加し、成良と同様に京で河野通清追討

を命じられたのかもしれない。これも先述したように田口・奴可の伊予侵攻は、平貞能の九州派遣の前提であった。史料一一の『延慶本』が「追討」と表記し、また、『吉記』が河野通清が「誅伐」されたと表現するところから<sup>(4)</sup>、四月に九州に出された追討宣旨と同様の措置が伊予にもとられたのかもしれない<sup>(5)</sup>。この後、八月までに田口・奴可の軍勢が伊予に乱入し、河野通清は敗死することとなる<sup>(6)</sup>。

本章の最後に伊予での河野氏の蜂起から田口成良・奴可西寂の伊予侵攻への過程をまとめておきたい。治承四（一一八〇）年の冬、伊予で河野通清が蜂起し、国中を管領して正税・官物を抑留する事態となる。閏二月以前にその報が京へ伝わったが、平氏は近江源氏・美濃源氏との戦鬪に軍の主力を投入しており、河野氏の蜂起を武力鎮圧する余裕はなかった。そこで伊予に院庁下文を下し、伊予国衙や親平氏勢力に河野氏の蜂起に対抗するよう命じた。三月、伊予の後白河院御分国への復帰によって国司が交代したが、事態は打開しなかった。墨俣合戦後の四月以降、平氏は九州の菊池隆直の蜂起を鎮圧すべく、隆直追討宣旨を下した。また、墨俣合戦に従軍していた平貞能に追討使として九州へ下向すること命じた。平氏は貞能の軍勢を九州へ移動させるため、伊予の河野氏の蜂起を鎮圧する必要がある。そこでこれも墨俣合戦に従軍していたであろう田口成良と奴可西寂に河野通清追討を命じた。そして八月までに田口・奴可の軍勢が伊予に乱入し、通清を敗死させることに成功した。通清ら河野一族の首級と戦鬪経過を記した合戦日記などが京に送られ、『吉記』の記す河野通清敗死の伝聞となった。

## おわりに

最後に本稿で論じたことをまとめておこう。

第一章では、『盛衰記』・『延慶本』に記される治承五（一一八一）年

閏二月に伊予に下された院庁下文をとりあげた。伊予と並記されている東国・九州への院庁下文が別の史料で裏付けられること、同じ閏二月に『吾妻鑑』が河野氏蜂起の伝聞を記していることから『盛衰記』・『延慶本』の記事には何らかの事実が反映されているとした。

第二章では、『延慶本』の詳細な奴可西寂の伊予侵攻記事を取りあげた。前半部には河野氏を攻撃する奴可西寂側の合戦記やいくさ語りが原資料として用いられていると推定した。後半部の出雲房宗賢の西寂捕縛譚は桑原氏の始祖伝承が元になっており、河野氏の一族・被官に伝わる治承・寿永の内乱関連の伝承の一部が『延慶本』や『予章記』・『予陽河野家譜』の原資料として用いられたとした。

第三章では、平貞能の九州攻撃の前提として奴可西寂らの伊予攻撃を捉え、西寂と共に伊予に乱入した田口成良や九州下向前の平貞能が畿内や美濃・尾張方面の戦鬪に参加していたことから、奴可西寂らの伊予攻撃の時期を三月の墨俣合戦後である四月以降と推定した。また、三月に伊予が親平氏公卿藤原邦綱の知行国から後白河院御分国になったことで伊予河野氏の蜂起の沈静化が試みられた可能性を指摘した。

以上、伊予の河野氏蜂起について直接的な史料が乏しいため、『平家』諸本と間接的な史料に拠った推定ばかりでとりとめのない内容となってしまうが、前稿とあわせて治承・寿永内乱期の西国を考える上で一助ともなれば幸いである。

## 註

(1) 拙稿「備後国の平氏家人 奴可入道西寂について」(『芸備地方史研究』二八〇号、二〇一二年)。以下、前稿と表記。

(2) 単に『平家物語』と表記する場合は、梶原正昭・山下宏明校注『新古典文学大系 平家物語 上』(岩波書店、一九九一年)、同『平家

物語 下」(岩波書店、一九九三年)を参照した。

- (3) 『盛衰記』は市古貞次他校注『源平盛衰記』一〇六(三弥井書店、一九九一年)二〇〇一年)を参照した。

- (4) 『延慶本』は北原保雄・小川栄一編『延慶本平家物語 本文編上・下』(勉誠社、一九九〇年)を参照した。

- (5) 松島周一「院宣」と「院庁下文」(『日本史研究』二八二号、一九八六年)。

- (6) 『玉葉』治承五(一一八一)年二月九日条。

- (7) 『玉葉』治承五(一一八一)年閏二月十五日条。

- (8) 『玉葉』治承四(一一八〇)年十一月十七日条。

- (9) 『玉葉』治承五(一一八一)年正月十二日条。

- (10) 松島周一「治承五年の頼朝追討「院庁下文」について」(『日本文化論叢』二号、一九九四年)。

- (11) 『玉葉』治承五(一一八一)年四月一日条、『吉記』同日条。

- (12) 『玉葉』治承五(一一八一)年閏二月十七日条。

- (13) 『玉葉』養和元(一一八一)年八月一日条、『盛衰記』・『延慶本』は八月三日とする。『吉記』寿永元(一一八二)年三月三〇日条には「追討使貞能」とある。

- (14) 『愛媛県編年史 第二』(愛媛県史編纂委員会、一九六五年)一四〇頁。

- (15) 『吾妻鏡』治承五(一一八一)年閏二月四日条。

- (16) 『吾妻鏡』治承五(一一八一)年閏二月一日条。『吾妻鏡』治承四(一一八〇)年六月十九日条によると三善康信は鎌倉の頼朝に毎月三度の使者を送り、洛中の情報を伝えていた。

- (17) 『延喜主計式』は相模国からの行程を「上廿五日」・「下十三日」としている。税を運京し終わって帰国する下りの日数である一三日が

一般的な京と相模の間の移動日数であろう。

- (18) 以下の『延慶本』の奴可西寂記事についての記述は、佐伯真一「平

家物語」と「予章記」(『帝塚山学院大学日本文学研究』第一九号、

一九八八年)による。佐伯氏によると『平家』の河野氏関係伝承は、河野氏の家伝に取材した『延慶本』・『長門本』の原型となる祖本が

成立し、そこから記述が縮約されて『四部本』・『盛衰記』の原型となる祖本が成立したとする。また、河野氏の記録『予章記』は『延慶本』・『長門本』の祖本の影響を受けることなく、河野氏の家伝に

取材し、文中に引用した『平家』は『四部本』に近いものとする。

- (19) 西寂が河野通清らの首級を京に送る部分は『長門本』にはない。

- (20) 五味文彦「合戦記の方法」(『増補 吾妻鏡の方法』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出は一九八七年)、美濃部重克「戦場の働きの価値化」(『国語と国文学』八四〇号、一九九三年)、佐伯真一「いくさ語りと記録」(『国文学』四〇巻五号、一九九五年)など。

- (21) 下向井龍彦「王朝国家国衙軍制研究の基本視角」(坂本賞三編『王朝国家国政史の研究』吉川弘文館、一九八七年)。

- (22) 佐伯真一「平家物語」と「予章記」(『帝塚山学院大学日本文学研究』第一九号、一九八八年)。

- (23) 佐伯真一「平家物語」と「予章記」(『帝塚山学院大学日本文学研究』第一九号、一九八八年)。

- (24) 出雲房宗賢は「越智系図」(『統群書類従』系譜部)では河野通清の子「宗賢坊」であり、「桑原祖也」とあるが、「河野系図」(『統群書類従』系譜部)では通清の子通員から四代目に「宗賢坊」が記され、その子弘兼が「桑原氏祖」とされている。桑原氏の始祖的存在なのは変わらないが、その系図上の位置づけは大きく異なっており、系譜関係の明確でない人物である。他の系図類まで確認はできなかつたが、『延慶本』や『予章記』の語る宗賢の事績は多分に伝説化されたものであったと思われる。『延慶本』・『盛衰記』は一ノ谷の戦いの際の平氏軍に備後の「奴可入道」がいたとしており、実際は西寂

は伊予で死んでおらず、『延慶本』や『予章記』が「出雲房宗賢」とする桑原氏の始祖の武功が誇張されて西寂が討たれたことになったのかもしれない。

- (25) 『延慶本平家物語』巻三 沼賀入道与河野合戦事。  
 (26) 『源平盛衰記』巻二六 宇佐公通脚力附伊予国飛脚事。  
 (27) 『四部合戦本平家物語』巻六 怒何入道河野合戦。  
 (28) 佐伯真一「平家物語」と「予章記」、『帝塚山学院大学日本文学研究』第一九号、一九八八年)。  
 (29) 『長門本』は市島謙吉編『平家物語 長門本』(国書刊行会、一九〇六年)を参照した。  
 (30) 『玉葉』治承四(一一八〇)年一月一日条、同二四日条、治承五(一一八一)年正月二五日条、『山槐記』治承四年一月二三日条、同二五日条、『百練抄』治承四年正月二〇日条。  
 (31) 『豊浜町史 通史編』(呉市役所、二〇一五年)「第三章 中世の豊浜」、下向井龍彦執筆。  
 (32) 『玉葉』養和元(一一八一)年八月一日条。なお同九月六日条には平貞能がいまだ備中に留まって兵糧米を求めているとある。  
 (33) 『吉記』養和元(一一八一)年八月二三日条。  
 (34) 田中稔氏と山内譲氏は河野氏と新居氏は伊予国内で対立・競合関係にあったとするが(田中稔「鎌倉時代における伊予国の地頭御家人について」『鎌倉幕府御家人制度の研究』吉川弘文館、一九九一年、初出は一九六九年)、山内譲「伊予国における武士団の成立と展開」『中世瀬戸内海地域史の研究』法政大学出版局、一九九八年、初出は一九七九年)、久葉裕可氏は伊予国内で河野氏と対立関係にあったのは高市氏であり、新居氏は同盟関係にあったとする。(久葉裕可「源平内乱期における河野氏の挙兵」『伊予史談』二五八号、一九八五年)。  
 (35) 川岡勉「武家権門の成立と西国領主」(『愛媛大学教育学部紀要 第二

部 人文・社会科学』二六(一)、一九九三年)。

- (36) 『玉葉』治承五(一一八一)年閏二月二三日。  
 (37) 『玉葉』治承五(一一八一)年三月六日条。  
 (38) 角重始「安芸国における莊園公領制の形成」(『日本史研究』二七五号、一九八五年)、同「源平争乱前夜の安芸国」(『日本歴史』五三五号、一九九二年)。  
 (39) 『玉葉』治承五(一一八一)年四月二一日条。  
 (40) 『玉葉』養和元(一一八一)年八月四日条。  
 (41) 『玉葉』治承五(一一八一)年閏二月六日条、同七日条。ただ、九条兼実は、源頼朝らを宥免する院庁下文が話題になった際に後白河院の復権と一緒に平氏の権力返上が無ければ、蜂起勢力の宥免政策は成功しないだろうという悲観的な見方を記している。  
 (42) 『吉記』養和元(一一八一)年八月二三日条。  
 (43) 『玉葉』治承五(一一八一)年五月二六日条、『吉記』同日条、『公卿補任』寿永二年によると、五月二六日、高階信章にかわってクイデーター以前の伊予守であった高階泰経が再任されている。約二ヶ月で国司が交代した理由はよくわからないが、伊予の蜂起を国外の平氏家人を動員して武力鎮圧する方針が固まったことと関係があるのかもしれない。  
 (44) 『予陽河野家譜』は治承四(一一八〇)年七月に河野通清が平維盛の目代と戦ったとする。源頼朝の挙兵に先立つこと一ヶ月であり、他の史料でも見えない内容であるが、翌五年七月であれば、伊予で目代と河野氏との戦闘がおこなわれた可能性はある。『予陽河野家譜』の記述は翌年七月以降の戦闘を前年のものと描いたのかもしれない。『予陽河野家譜』の河野通清蜂起記事については、景浦勉編『善応寺文書』(伊予史料集成刊行会、一九六五年)を参照。